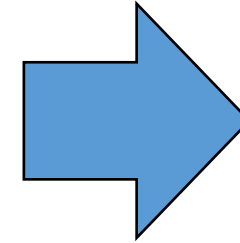


自己負担の限度額（月額）

【令和3年7月介護サービス利用分まで】

区 分	限 度 額
現役並み所得相当の方（※1）	44,400円（世帯） （※2）
住民税課税世帯の方	44,400円（世帯）★
世帯全員が住民税非課税	24,600円（世帯）
・ 老齢福祉年金を受給している方 ・ 前年の合計所得金額+課税年金収入額が 80万円以下の方等	24,600円（世帯） 15,000円（個人） （※3）
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）

★平成29年8月から3年間に限り、同一世帯のすべての65歳以上の人の利用者負担割合が1割の世帯には、年間446,400円（8月～翌7月）を上限とする緩和措置が適用されます。



【令和3年8月介護サービス利用分から】

区 分	限 度 額
課税所得690万円（年収約1,160万円）以上の方	140,100円（世帯）
課税所得380万円（年収約770万円）～ 課税所得690万円（年収約1,160万円）未満の方	93,000円（世帯）
課税所得145万円（年収約383万円）～ 課税所得380万円（年収約770万円）未満の方	44,400円（世帯）
上記以外の住民税課税世帯の方	44,400円（世帯）
世帯全員が住民税非課税	24,600円（世帯）
・ 老齢福祉年金を受給している方 ・ 前年の合計所得金額+課税年金収入額が 80万円以下の方等	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護を受給している方等	15,000円（個人）

※1 現役並み所得とは、同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、収入が単身383万円以上、2人以上520万円以上の方。

※2 （世帯）とは、世帯で介護サービスを利用した方全員の負担額合計の上限額のこと。

※3 （個人）とは、介護サービス費を利用したご本人の利用上限額のこと。